

第4章 多文化共生施策の推進

1 各主体の役割

多文化共生施策は生活全般におよぶ幅広い分野にわたるため、多文化共生を着実に推進していくためには、さまざまな担い手が、それぞれの役割を果たしつつ、かつ、連携・協働を積極的に図りながら取り組んでいく必要があります。

(1) 県民

日本人県民（以下の外国人県民等以外の県民をいいます。）および外国人県民等（国籍、民族にかかわらず、母語や文化、宗教、生活習慣など、日本以外の背景をもつ県民をいいます。）は、共に地域で暮らす県民として、お互いの違いを理解、尊重するとともに、交流を深め、多文化共生の地域づくりを推進することが求められています。

日本人県民は、自国の文化や習慣等を大切にしながら、外国の文化や生活習慣などの理解に努め、外国人県民等が地域社会の担い手として対等な仲間・パートナーであるという視点に立ち、外国人県民等との交流を深めることが期待されます。

外国人県民等は、地域社会で自立して円滑に生活していくために、日本語でコミュニケーションを図ることができるよう、日本語の習得に努めるとともに、日本の文化、生活習慣や地域社会のルールについて学習することが期待されます。

(2) 自治会など

まちづくり協議会、自治振興会、自治会や町内会、区などは、住民にとって最も見近な地縁組織（以下「自治会など」という。）で、地域づくりにおける基礎的な組織です。

外国には自治会などの地縁組織がない国もあることから、外国人県民等に対し、自治会などの役割について理解を得るとともに、地域住民の自治会などへの加入を促進し、日本人住民も外国人住民等も共に地域づくりのパートナーとして、積極的に「交流活動」や「環境美化活動」、「防災・防犯活動」などに参加することが期待されます。

(3) 市民活動団体

多文化共生の取り組みは、NPO、ボランティア団体、任意団体などの市民活動団体や、学校法人、社会福祉法人、医療法人、一般財団法人、一般社団法人等様々な団体の活発な活動に支えられています。各団体がもつノウハウや情報、ネットワークなど、各団体の特色を生かし、地域のニーズを的確に把握しながら活動していくことが期待されます。

(4) 国際交流協会

国際交流協会は、行政と連携して、多言語情報の収集・提供、外国人県民等に対する相談事業、市民活動団体の活動支援、多文化共生に関する啓発活動、相互の交流事業など、

地域のニーズや課題を踏まえたきめ細かな取組の推進を図ることが期待されます。そして、県民と行政の橋渡し役となり、県民が主体となった多文化共生社会の推進の中心的な役割を期待されるとともに、さまざまな主体とのネットワークを構築することも求められます。

また、県域において国際交流の中核的な役割を担う（公財）滋賀県国際協会は、その専門性とコーディネート機能を強化し、県民、市民活動団体、市町などが活動しやすい環境整備に努めることも期待されます。

（５）大学など

大学など高等教育機関には、教員や留学生による住民への多文化共生や国際理解教育の推進・啓発、学生によるボランティア活動など、地域の多文化共生推進の取組への参画が期待されています。

また、留学生や外国籍学生、留学経験がある学生などのグローバル人材の就職支援などの地域定着について、関係団体などと連携した積極的な取組が期待されます。

さらに、多文化共生を推進していく人材の育成や教員の養成課程における多文化共生に関するカリキュラムの充実、研究機能を活かした地域貢献も期待されます。

（６）企業

企業は、外国人労働者を雇用する場合も、労働、社会保険、租税関係法令を遵守しなければならないことはいまでもありません。

さらに、新たな在留資格である「特定技能」外国人を雇用する企業は、改正入管法に基づき、1年以内に非自発的離職者や行方不明者が発生していないことなどの要件が課されます。また、報酬額が日本人と同等の雇用契約を結ぶ必要があることに加え、①生活オリエンテーション、②生活のための日本語習得の支援、③外国人からの相談・苦情対応、④外国人と日本人との交流の促進に係る支援、⑤転職支援等の各種支援を実施することなどが義務付けられています。

企業には、市町や地域の支援団体と連携し、企業活動の一端を担う貴重な人材として外国人労働者の活躍を責任をもって支えていくことが求められています。

（７）市町

市町は、外国人県民等に対して、より身近な住民サービスを提供する基礎自治体です。教育、住宅、防災、社会保障など日常生活に関する分野の行政サービスを向上させるとともに、提供される行政サービスや、税金・社会保険料の納付など履行しなければならない義務などに関する情報を多言語で提供することが求められます。

一方、日本人県民に対しても多文化共生に関する啓発や交流促進の場づくりなどの取組を推進していくことが期待されます。

県と役割を分担しながら、できる限り早期に多文化共生の推進に係る指針・計画を策定し、地域の実情にあわせて多文化共生の地域づくりを推進していくことが期待されます。

(8) 県

県は、市町と同様に、教育、住宅、防災、社会保障など日常生活に関する分野の行政サービスを向上させるとともに、提供される行政サービスや、税金・社会保険料の納付など履行しなければならない義務などに関する情報を多言語で提供することが求められます。

また、市町を包括する広域の地方自治体として、広域的な課題への対応、市町レベルでは対応が困難な分野の補完、先導的な取組、さまざまな主体が連携して取り組むことができる仕組みづくりなどを推進します。

施策の推進に当たっては、庁内関係部局が連携を図りながら実施していくとともに、国、市町、県・市町国際交流協会、市民活動団体、企業などとの連携・協働も積極的に図ります。

なお、国の外国人受入方針の明確化や法制度などの整備は、多文化共生を推進する上での基本的な前提となるため、国の制度にかかわるものは、国に対して見直しや改善を積極的に提言します。

(9) 国

国は、外国人の出入国在留管理をはじめとした諸制度が、国の所管であることから、中長期的な視点に立った、外国人全般の受入方針および外国人住民が日本社会に適應して生活できるようにするための施策に係る体系的・総合的な方針を策定し、実施することが求められます。

特に、外国人の定住化の進展が予想されることから、日本社会に適應し生活していくために最低限必要となる日本語によるコミュニケーション能力の習得や日本社会に関する学習を促すための施策、さまざまな背景をもった外国につながりをもつ児童生徒などが円滑に就学できるよう持続可能な新たな仕組みづくりなどが求められています。

2 推進体制など

(1) 滋賀県入管法改正に係る庁内対応検討チーム

県では、平成31年(2019年)1月に設置した、外国人材の確保と、多文化共生の更なる推進に係る全庁的な検討体制を活用し、関係部局と横断的な連絡調整を行いながら、各部局との連携がより図られる体制のもと、施策を推進します。

(2) 広域的な連携

県では、外国人県民等との共生について、近畿2府4県で構成する「都道府県国際交流推進協議会近畿ブロック」や、南米出身の日系人を中心としたニューカマーと呼ばれる人々が多く暮らす愛知県、群馬県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県と名古屋市との7県1市で設立した「多文化共生推進協議会」に参画し、活動を行っています。

引き続き共通の課題などについて議論を深め、必要な法制度の制定や改正などについて働きかけを行うなど、国に対する提言活動を積極的に行います。

3 プランの進行管理

多文化共生の社会づくりに向けて各種施策を円滑に実施するため、毎年度、県の実施する事業の進捗状況をまとめ、公表します。プランの進捗状況については、定期的に有識者や外国人県民等から意見を聴取する機会を設け、報告・点検・評価を行います。